の介護予防の取組とも連携を図りながら，高齢者のスポーツ参加機会の充実を図る。

エ　国は，成人のスポーツ実施状況に関する調査について，調査項目及び調査方法等を検証・改善するとともに，スポーツ実施要因等の分析を踏まえた施策を推進することで，障害者を含めた若年期から高齢期までのスポーツ参加機会の充実を図る。

② 学校体育をはじめ子供のスポーツ機会の充実による運動習慣の確立と体力の向上

［施策目標］

学校における体育活動を通じ，生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育てるとともに，放課後や地域における子供のスポーツ機会を充実する。

その結果として，自主的にスポーツをする時間を持ちたいと思う中学生を 80%（平成 28 年度現在 58.7%→80%）にすること，スポーツが「嫌い」・「やや嫌い」である中学生を半減（平成 28 年度現在 16.4%→８%）すること，子供の体力水準を昭和 60 年頃の水準まで引き上げることを目指す。

［現状と課題］

- スポーツが好きな子供の割合は，小学５年生と比較し中学２年生が低く，特に中学生の女子は２割以上が「嫌い」・「やや嫌い」であり，運動習慣の二極化が見られる。
- 子供の体力は緩やかな向上傾向にあるが，昭和 60 年頃のピーク時と比較すると依然として低い水準にある。
- 小学校における体育の専科教員の配置は 4.7%にとどまっている。（平成 28 年度現在）
- 運動部活動の顧問のうち，保健体育以外の教員で，かつ担当競技の経験がない者が中学校で 45.9%，高等学校で 40.9%である。（平成 25 年度現在）
- 体育活動中の死亡事故は平成 24 年度までは減少傾向であったが，それ以降横ばいとなっている。中学校，高等学校における傷害の発生のほとんどは運動部活動によるものである。

［具体的施策］

ア　国は，体育・保健体育の学習指導要領の改訂において，体力や技能の程度，障害の有無及び性別・年齢にかかわらず，スポーツの多様な楽しみ方を社会で実践できるよう，指導内容の改善を図ることにより，生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力の育成を図る。

イ　国は，地方公共団体と連携し，武道を指導する教員の研修，指導者の派遣，武道場の整備等を通じて，中学校における武道の指導を充実する。

ウ　国は，地方公共団体等と連携し，小学校における体育の専科教員の導入を促進するとともに，運動が苦手で意欲的でない児童生徒や障害のある児童生徒が運動に参画できるよう研修を充実するなど，教員採用や研修の改善を通じ，学校体育に係る指導力の向上を図る。

エ　国は，地方公共団体と連携し，「全国体力・運動能力，運動習慣等調査」により全国的な子供の体力・運動能力等を把握し，その分析結果を周知する。これに基づき，地方公共団体及び学校は，それぞれの成果と課題を検証し，体育・保健体育の授業等を改善する。

オ　国は，教員，生徒及び保護者等を対象とした運動部活動に関する総合的な実態調査及びスポーツ医・科学の観点等を取り入れた運動部活動の在り方に関する調査研究を実施する。

その結果等を踏まえ，日本中学校体育連盟（中体連）や全国高等学校体育連盟（高体連）等と連携し，生徒の発達段階等を考慮した練習時間・休養日の設定や，複数種目の実施など女子生徒や障害のある生徒等のニーズにも応じた多様な運動部活動の展開を含む運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを策定する。

カ　国及び地方公共団体は，運動部活動が，学校教育の一環として，生徒がスポーツに親しみ，生徒の責任感や連帯感を養う上で，重要な活動として教育的意義が高いことを踏まえ，運動部活動における指導力の向上や指導体制の充実を図る。そのため，スポーツ指導に係る専門性を有し，教員と連携して運動部活動をささえ，大会引率も可能な部活動指導員について，中体連，高体連，スポーツ団体，総合型クラブ，民間事業者等と連携し，配置を促進する。

キ　国は，地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し，「幼児期運動指針」やこれに基づく指導参考資料を各幼稚園や保護者等に普及し，活用を促すことで，幼児期からの運動習慣づくりを推進する。

ク　国は，地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し，発達段階に応じて基礎的な動作を獲得できる「アクティブ・チャイルド・プログラム[*11]」等の運動遊びプログラムの普及及びその指導者に関する情報提供等により，放課後子供教室等での多様な運動を体験する機会の提供や保護者への啓発活動を促進し，小学生の運動経験の充実を図る。

ケ　国は，日本体育協会（日体協）と連携し，総合型クラブ，スポーツ少年団の活動に関する情報を発信して，参加を促進させることにより，複数種目や多様なスポーツの経験を含む地域における子供のスポーツ機会の充実を図る。

コ　国は，日本スポーツ振興センター（ＪＳＣ）及び地方公共団体と連携し，災害共済給付業務等から得られる学校体育活動中の死亡事故等の情報提供や事故防止に関する研修等を充実することにより，重大事故を限りなくゼロにするという認識の下で学校体育活動中における事故防止の取組を推進する。

サ　地方公共団体は，国の支援も活用しつつ，耐震化や芝生化など学校体育施設・設備を整備することにより，学校における子供のスポーツの場を充実する。

シ　国及び国立青少年教育振興機構は，野外活動等に関する指導者の養成や家庭・社会への普及啓発等を通じて，国立青少年教育施設，国立公園，国営公園等におけるハイキング，トレッキング，サイクリング，キャンプ活動その他の野外活動やスポーツ・レクリエーション活動を促進し，子供のスポーツ習慣や豊かな人間性・社会性を育成する。

③ ビジネスパーソン，女性，障害者のスポーツ実施率の向上と，これまでスポーツに関わってこなかった人へのはたらきかけ

［施策目標］

[*11] 平成 22 年度に文部科学省が日体協に委託し作成した，子どもが発達段階に応じて身につけておくことが望ましい動きや身体を操作する能力を獲得し，高めるための運動プログラム。